

西宮市手話通訳設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、手話通訳者を健康福祉局福祉部障害福祉課に設置し、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）のコミュニケーションの円滑化を支援し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、社会福祉に関して豊かな識見を有し、かつ、手話通訳に関する相当の技術を有するものを、手話通訳者として委嘱する。

(委嘱の期間)

第3条 手話通訳者の委嘱期間は、1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(業務内容)

第4条 手話通訳者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障害者等の障害福祉に関する相談窓口業務
- (2) 本市行政事務に関する担当窓口における手話通訳
- (3) 身体障害者更生相談所、民生委員、医療機関等更生援護に関する関係機関への手話通訳による仲介の任にあたる。
- (4) 市及び行政関係機関の開催する会議、相談等における手話通訳業務
- (5) その他聴覚障害者等の福祉に関することで、市長が必要と認めた業務

(業務内容の報告)

第5条 手話通訳者は、業務完了後手話通訳業務日誌に記録し、1ヶ月ごとに業務内容を市長に報告しなければならない。

(報酬)

第6条 手話通訳者に対する報酬は、別に定めるところによる。

(勤務)

第7条 手話通訳者は、市長の指定した日、時間及び場所において勤務するものとする。

(研鑽)

第8条 手話通訳者は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術の研鑽に努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 手話通訳者は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、その業務に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年2月1日から実施する。